

令和4年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和4年7月22日付け老発0722第4号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）、令和4年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱（令和4年6月15日付け4高福第588号通知別添。以下「県要綱」という。）及び豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善に必要となる経費等の全部又は一部を補助することにより、サービス提供体制の継続等を支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱3（1）アに規定された事業所・施設等（豊橋市内に所在する事業所・施設等に限る。以下「補助事業者」という。）が実施した実施要綱3（1）イに規定された事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業者が実施した実施要綱3（1）イに規定された事業に係る経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、実施要綱別添3に規定する方法により算出した額とする。ただし、実施要綱別添3により算出した額と補助対象経費の実際の支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金の収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の限度額とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和4年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1及び1-2)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。なお、令和3年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の様式第1による申請は、この要綱の様式第1及び1-2による申請とみなす。

(交付決定等の通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金交付決定の通知及び規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、令和4年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第6)(以下「事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書」という。)によるものとする。

(交付の条件)

第8条 前条の規定による交付の決定には、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 他の制度によるこの補助金と同様の助成又は補助を受けていないこと。
- (5) あらかじめ市長の承認を受けた場合を除き、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄しないこと。
- (6) 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、補助事業完了日の属する年度の翌々年度の4月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7）により、速やかに書面により市長に報告しなければならないものとし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還させることができること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (10) 当該補助事業者が第1号から前号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還すること。
- (11) 第5号及び第9号に定める期間を経過する前に、事業所・施設等を休止又は廃止し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を市に返還させることができること。
- (12) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助事業者が第7条の事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けたときは、令和4年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付請求書（様式第2）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行し、同年4月1日から適用する。